

# 市川三郷町ふるさと夏まつり「神明の花火大会」出店要綱

## 1 主 旨

この要綱は、歴史・文化・伝統・産業を織り込んで活力のある町づくりを目的として開催する「神明の花火大会」における、出店手続き方法・基準・留意事項等を定めたものです。

## 2 実施日時

平成30年8月7日（火） [雨天決行、荒天の場合8日（水）、9日（木）に順延]

## 3 会 場

山梨県西八代郡市川三郷町高田682 市川三郷町市川大門総合グラウンド

## 4 主 催

市川三郷町ふるさと夏まつり実行委員会（市川三郷町市川大門1790-3）  
（事務局 市川三郷町商工観光課観光係）

## 5 内 容

- (1) 飲食の提供
- (2) 娯楽サービスの提供
- (3) その他、花火大会にふさわしいと判断されるサービスの提供

## 6 出 店 物

- (1) 飲食物（ジュース類等のその場で消費してしまうビン類は不可）
- (2) 主催者が適当と認めた商品

## 7 出 店 者

「神明の花火大会」に出店できる者は、次の通りとする。

- (1) 花火打上げ協賛企業・団体
- (2) 市川三郷町商工会会員（市川三郷町商工会定款第9条による）
- (3) 主催者が適当と認めた団体または企業

## 8 使用テント規格（1テント）

- (1) 間口360cm、奥行270cm～360cm（予定）
  - (2) テント付属基本備品
    - ① 立机（180cm×60cm）：2台 ※白ビニールクロス装着
    - ② 社名板（90cm×20cm）：1枚
    - ③ 折りたたみパイプイス：2脚
    - ④ 40W蛍光灯：1灯
    - ⑤ コンセント（2口、容量100V1kw）：1個
- ※ 各テントにブレーカーを設置しますので容量100V1kw以上は使えません
- ※ 要望に応じて、机・イス等の追加可能。（別途料金）

## 9 出店料金

出店料金（1テント）：30,000円（上記①～⑤の基本備品の使用料含む）

※1 テント使用料は、大会前に主催者の指定する日までに納入してください。

※2 花火打上げ協賛団体・企業は150,000円以上の協賛で出店可能とし、出店料金は免除とします。

## 10 テント設置数

最大80テント

※1 原則として1出店者1テントとする。ただし、花火打上げ協賛企業・団体は制限を設けない。

※2 出店希望多数の場合については、主催者において調整する。場合によっては出店できないことをあらかじめご承知ください。

## 11 テントの配置

(1) テントの配置及び出店者の小間割は、主催者において決定します。

(2) 主催者が設置したテント以外のテントの持込み・設置は原則禁止します。

## 12 出店の申込み

(1) 申込書提出期間 6月7日（木）～6月21日（木）

(2) 申込書提出先 ※商工会会員は商工会へ提出してください。

## 13 提出書類

出店申込みの際には、出店申込書と併せ次の該当書類を必ず提出してください。

(1) 出店者調査票（出店者全員の顔写真（免許書の写しカラーコピー）も提出）……………▶ 様式1

(2) 提供食品の概要書（保健所提出資料）……………▶ 様式2

(3) 追加備品申込書（必要がある場合のみ）……………▶ 様式3

(4) 誓約書兼承諾書……………▶ 様式4

(5) 露店等の開設に伴う調査について

(6) 可営業施設とわかる許可証のコピー（事前に仕込み作業を行う場合のみ。要綱No.15参照）

## 14 スケジュール

(1) 準備時間 本実行委員会の指定する時間の範囲内で行うこと（テント・電気配線設置後から）

(2) 販売時間 準備でき次第～午後9時まで（ただし、通電は午後1時ごろを予定しています）

(3) グランド夜間照明消灯時間

一部消灯……………午後10時

全消灯……………午後10時30分

出店用電源供給終了……………午後10時30分

(4) グラウンド閉鎖施錠時間……………午後11時

※ 販売終了時間の午後9時から速やかに片付けを開始し、交通規制解除後の午後10時から運搬車等を搬入、グラウンド施錠時間の午後11時までにすべて片付けを終わらせること。

※ 周辺の交通事情により、交通規制解除時間が変わる可能性があります。

## 15 出店に伴う官公署への許可申請・届出

### (1) 保健所

食品販売や飲食の提供などを行う場合は、「提供食品の概要書」を主催者に提出してください。主催者がまとめて保健所へ提出いたします。

※会場では簡易な調理行為のみとすること。(仕込み作業については、会場では行わないこと。)

※事前に仕込み作業を行う場所は、提供する食品を調理する能力が十分にあり、衛生的な管理が行われている食品衛生法に基づく許可営業施設であることとします。必ず許可営業施設とわかる許可証のコピーを主催者に提出してください。

※ジュース類等のその場で消費してしまうビン類は不可。ジャム等の持ち帰り用のビン類は可。

### (2) 税務署

酒類を販売する場合は、税務署へ酒類販売の許可申請手続きが必要になります。手続きは出店者の責任において行ってください。

※酒類の販売は、酒類販売の免許を税務署より交付された出店者に限ります。

## 16 法令の遵守

(1) 出店に当たっては、関係法令を必ず遵守してください。法令を守らない場合は、出店を取りやめていただくことがあります。

(適用法令) 食品衛生法、景品表示法、不正競争防止法、薬事法、酒税法など

(2) 山梨県暴力団排除条例施行に伴い、暴力団員等に対する利益の供与が禁止されておりますので様式1による出店者調査票により、暴力団員等に該当するか山梨県警本部に照会します。

## 17 ゴミの処理

出店に伴うゴミは、出店者において必ずお持ち帰りください。

## 18 駐車場

出店テント裏側に1台分と、希望者には、他に1台分を確保します。

※**駐車許可書を必ず持参してください。許可書の無い車はどのような理由があっても駐車できません。**

## 19 注意事項

- ・火気器具等・煙火・ガソリン等の危険物の取扱いについては、取扱いを誤ると甚大な被害が生じるおそれがあるため、取扱いには十分に注意してください。また火気器具等を取扱う際には、テント内に必ず消火器具をご持参ください。消火器の持参がなかった場合は、出店の取り止めとなります。
- ・食中毒等の発生防止の為、提供する食品及び器具等の衛生管理の徹底をお願いします。

## 20 その他

(1) 特に14のスケジュール時間は、警察から強い指導を受けていますので必ず厳守してください。

(2) 出店許可証を発行しますので、主催者が確認できるよう店先に掲示してください。

(3) 個人情報の取扱については、主催者が責任を持って管理します。